

○厚生労働省令第四十八号

国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

厚生労働大臣 舛添 要一

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 書類の經由等（第七十九条―第八十七条）」を

「第三章の三 被扶養配偶者である期

第四章 書類の經由等（第七十九条

間についての特例（第七十八条の十四―第七十八条の二十）

に改める。

―第八十七条）

」

第三十五条第一項中「第三百三十五条第二項」を「第三百三十五条第五項」に改める。

第六十条第一項第一号中「以下同じ。」の下に「又は被扶養配偶者みなし被保険者期間（法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間をいう。以下同じ。）」を加える。

第七十八条中「被扶養配偶者をいう。以下同じ。」を「被扶養配偶者をいう。以下この章において同じ。」に改める。

第七十八条の四中第四項を第六項とし、同条第三項中「第一項第一号」の下に「及び第二項第一号」を加え、同項第一号中「（法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。）」を削り、同項第二号中「（法第七十八条の二第一項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号及び第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定によるほか、標準報酬改定請求をするときは、第七十八条の十一第一項に規定する請求書に、次の各号に掲げる書類等を添付して、第一号改定者（法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。）又はその代理人及び第二号改定者（同項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。）又はその代理人がともに社会保険事務所長等に直接持参することにより、第八十一条の二第

七項の規定にかかわらず当該社会保険事務所長等を経由して、社会保険庁長官に提出しなければならない。
い。

一 当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合あんについて合意している旨を記載し、かつ、当事者自ら署名した書類

二 次のイ又はロに掲げる書類等を持参する者の区分に応じ、当該イ又はロに規定する書類等

イ 第一号改定者又は第二号改定者 当該第一号改定者若しくは当該第二号改定者の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、旅券若しくは住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）（ロにおいて「運転免許証等」と総称する。）又は当該第一号改定者若しくは当該第二号改定者の印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書

ロ 第一号改定者の代理人又は第二号改定者の代理人（以下ロにおいて単に「代理人」という。）

当該第一号改定者若しくは当該第二号改定者の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印

鑑登録証明書が添付されている場合に限る。)並びに当該代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等又は当該代理人の印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書

3 前項の場合において、第一号改定者は第二号改定者又は第二号改定者の代理人を当該第一号改定者の代理人とすることができず、また、第二号改定者は第一号改定者又は第一号改定者の代理人を当該第二号改定者の代理人とすることができないものとする。

第七十八条の七中第四号を第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 当事者の一方が障害厚生年金(対象期間中の特定期間(法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいい、同条第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていないものに限る。)の全部又は一部をその額の計算の基礎とするものに限る。次号において同じ。)の受給権者となつた場合

五 当事者の一方の有する障害厚生年金の受給権が消滅した場合

第七十八条の十一第二項中「第七十八条の四第一項各号」の下に「、第二項又は第六項」を加え、「書

類のほか」を「書類等のほか」に改める。

第七十八条の十二中「第七十八条の四」の下に「（第二項及び第三項を除く。）」を加える。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 被扶養配偶者である期間についての特例

（法第七十八条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定めるとき）

第七十八条の十四 法第七十八条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた特定被保険者（法第七十八条の十

四第一項に規定する特定被保険者をいう。以下この章において同じ。）及び被扶養配偶者（同項に規

定する被扶養配偶者をいう。以下この章において同じ。）について、当該被扶養配偶者が第三号被保

険者としての国民年金の被保険者の資格（当該特定被保険者の配偶者としての当該資格に限る。）を

喪失し、当該事情が解消したと認められる場合（当該特定被保険者及び被扶養配偶者が婚姻の届出を

したことにより当該事情が解消した場合を除く。）

二 法第七十八条の十四第一項の規定による標準報酬の改定及び決定の請求（以下「三号分割標準報酬改定請求」という。）のあつた日に、次のイ又はロに掲げる場合に該当し、かつ、特定被保険者の被扶養配偶者が第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格（当該特定被保険者の配偶者としての当該資格に限る。）を喪失している場合

イ 特定被保険者が行方不明となつて三年が経過していると認められる場合（離婚の届出をしていない場合に限り。）

ロ 離婚の届出をしていないが、夫婦としての共同生活が営まれておらず、事実上離婚したと同様の事情にあると認められる場合であつて、かつ、三号分割標準報酬改定請求をするにつき特定被保険者及び被扶養配偶者がともに当該事情にあると認めている場合

（令第三条の十二の十に規定する厚生労働省令で定める事由）

第七十八条の十五 令第三条の十二の十に規定する厚生労働省令で定める事由は、次の各号に掲げるものとす。

一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた特定被保険者及び被扶養配偶者に

ついて、当該被扶養配偶者が第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格（当該特定被保険者の配偶者としての当該資格に限る。）を喪失し、当該事情が解消したと認められること（当該特定被保険者及び被扶養配偶者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合を除く。）。

二 三号分割標準報酬改定請求のあつた日に、次のイ又はロに掲げる事由に該当し、かつ、特定被保険者の被扶養配偶者が第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格（当該特定被保険者の配偶者としての当該資格に限る。）を喪失していること。

イ 特定被保険者が行方不明となつて三年が経過していると認められること（離婚の届出をしていない場合に限る。）。

ロ 離婚の届出をしていないが、夫婦としての共同生活が営まれておらず、事実上離婚したと同様の事情にあると認められ、かつ、三号分割標準報酬改定請求をするにつき特定被保険者及び被扶養配偶者がともに当該事情にあると認めていること。

（特定期間に係る被保険者期間の計算）

第七十八条の十六 婚姻が成立した日前から婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ

つた特定被保険者及び被扶養配偶者について、婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消し、その後三号分割標準報酬改定請求の事由である離婚、婚姻の取消し又は前条第二号に掲げるものをした場合における特定期間（法第七十八条の十四に規定する特定期間をいう。以下この章において同じ。）に係る被保険者期間は、当該特定被保険者及び被扶養配偶者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた特定期間（第七十八条の十九第二項第三号において「事実婚特定期間」という。）に係る被保険者期間と当該離婚、婚姻の取消し又は前条第二号に掲げるものをした場合における特定期間に係る被保険者期間を通算したものとする。

2 特定期間の初日が属する月が、法第十九条第二項本文の規定により被扶養配偶者の被保険者期間に入される月であつて、当該特定期間の末日がその月の翌月以後に属するときは、令第三条の十二の十二本文の規定にかかわらず、その月は、特定期間に係る被保険者期間に算入しない。

3 三号分割標準報酬改定請求の事由である離婚、婚姻の取消し又は前条各号に掲げるものをした場合における特定期間に係る被保険者期間については、当該場合における特定期間が複数ある場合であつて、一の特定期間の末日と当該一の特定期間以外の特定期間（当該一の特定期間後の特定期間に限る。次項

において同じ。)の初日とが同一の月に属するときは、令第三条の十二の十二本文の規定にかかわらず、その月は、特定期間に係る被保険者期間に算入する。ただし、その月が法第十九条第二項本文の規定により被扶養配偶者の被保険者期間に算入される月である場合は、この限りでない。

4 三号分割標準報酬改定請求の事由である離婚、婚姻の取消し又は前条各号に掲げるものをした場合における特定期間に係る被保険者期間については、当該場合における特定期間が複数あり、一の特定期間の初日と末日が同一の月に属し、その月に当該一の特定期間以外の特定期間の初日が属する場合であつて、当該一の特定期間以外の特定期間の末日がその月の翌月以後に属するときは、令第三条の十二の十二ただし書の規定にかかわらず、その月は、特定期間に係る被保険者期間に算入する。ただし、その月が法第十九条第二項本文の規定により被扶養配偶者の被保険者期間に算入される月である場合は、この限りでない。

(法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるとき等)

第七十八条の十七 法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一 三号分割標準報酬改定請求のあつた日に特定被保険者が障害厚生年金の受給権者であつて、特定期間の全部又は一部がその額の計算の基礎となつている場合（当該三号分割標準報酬改定請求において令第三条の十二の十一の規定により当該障害厚生年金の額の計算の基礎となつた特定期間に係る被保険者期間が除かれている場合を除く。）

二 次のイからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年（法第七十八条の四第一項の規定により対象期間の末日以後に提供を受けた情報について補正を要したと認められる場合における、法第七十八条の二十第一項本文の規定により標準報酬改定請求があつたときにあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求の請求期間の計算については、当該補正に要した日数を除く。）を経過した場合

イ 離婚が成立した日

ロ 婚姻が取り消された日

ハ 第七十八条の十四第一号に掲げる場合に該当した日

2 前項第二号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日以後に、又は同号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前一月以内に第七十八条の三第二項各号のいずれ

かに該当した場合（同項第一号又は第二号に掲げる場合に該当した場合にあつては、前項第二号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前に請求すべき按分割合あんに関する審判又は調停の申立てがあつたときに限る。）について、法第七十八条の二十第一項本文の規定により標準報酬改定請求があつたときにあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求に係る法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、第七十八条の第三第二項各号のいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して一月を経過した場合とする。

3 第七十八条の三第三項の規定が適用される場合においては、法第七十八条の二十第一項本文の規定により標準報酬改定請求があつたときにあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求に係る法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、第一項第二号の規定にかかわらず、法第七十八条の四第一項に規定する情報の提供があつた日の翌日から起算して、第一号に掲げる期間から第二号に掲げる期間を除いた期間を経過した場合とする。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「前項第二号イからハまでに掲げる日」とあるのは「法第七十八条の四第一項に規定する情報の提供があつた日」と、「二年」とあるのは「次項第一号に掲げる期間から同項第二号に掲

げる期間を除いた期間」と、「同号イからハまでに掲げる日」とあるのは「同条第一項に規定する情報の提供があつた日」とする。

一 二年

二 第一項第二号イからハまでに掲げる日から情報提供請求を却下する処分がされた日までの期間

(被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る記録)

第七十八条の十八 法第七十八条の十五に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の基礎年金番号

二 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の生年月日

三 保険給付に関する事項

(三号分割標準報酬改定請求)

第七十八条の十九 三号分割標準報酬改定請求をする者(次項において「請求者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

一 特定被保険者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

三 特定期間

四 特定被保険者が死亡した場合にあつては、その者の死亡年月日

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 請求者の年金手帳又は国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める書類

イ 離婚をした場合又は婚姻の取消しをした場合 特定被保険者及び被扶養配偶者の身分関係を明らかに

かにすることができるとする市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

ロ 第七十八条の十四第一号に掲げる場合に該当する場合 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関

係と同様の事情にあつた特定被保険者及び被扶養配偶者について、当該事情にあつた初日から当該

事情が解消したと認められるとき（当該特定被保険者及び被扶養配偶者が婚姻の届出をしたことに

より当該事情が解消したときを除く。）までの間における当該事情にあつたことを明らかにするこ

とができる書類

ハ 第七十八条の十四第二号イに掲げる場合に該当する場合 三号分割標準報酬改定請求のあつた日に特定被保険者が行方不明となつて三年が経過していることを明らかにすることができる書類

ニ 第七十八条の十四第二号ロに掲げる場合に該当する場合 三号分割標準報酬改定請求のあつた日に、離婚の届出をしていないが、夫婦としての共同生活が営まれておらず、事実上離婚したと同様の事情にあることを明らかにすることができる書類及び三号分割標準報酬改定請求をするにつき特定被保険者及び被扶養配偶者がともに当該事情にあると認めている旨の書類（特定被保険者及び被扶養配偶者が自らした署名があるものに限る。）

三 第七十八条の十六第一項に規定する場合に該当する場合にあつては、事実婚特定期間の初日から特定被保険者及び被扶養配偶者が婚姻の届出をしたことにより事実上婚姻関係と同様の事情が解消したときまでの間における当該事情にあつたことを明らかにすることができる書類

四 三号分割標準報酬改定請求のあつた日前一月以内に作成された特定被保険者の生存を証明することができる書類

五 特定被保険者が死亡した場合にあつては、特定被保険者の死亡の事実及び死亡年月日を証明するこ

とができる書類

(特定被保険者が障害厚生年金の受給権者である場合の提供される情報の特例等)

第七十八条の二十 法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として法第七十八条の四第一項の請求があつた場合において、同項の請求があつた日に特定被保険者が障害厚生年金(当該特定期間の全部又は一部をその額の計算の基礎とするものに限る。)の受給権を有するときは、同条第二項に規定する情報は、法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により当該対象期間中の特定期間に係る被保険者期間(当該障害厚生年金の額の計算の基礎となつた特定期間に係る被保険者期間を除く。)の標準報酬の改定及び決定が行われたとみなして算定したものとする。

2 前項の規定は、法第七十八条の五の求めがあつた場合に準用する。

第八十一条の二第二項、第三項及び第五項中「離婚時みなし被保険者期間」の下に「又は被扶養配偶者みなし被保険者期間」を加え、同条第七項及び第八項中「又は第七十八条の十一」を、「第七十八条の十一又は第七十八条の十九」に改める。

第八十一条の三中「又は第三章の二」を「、第三章の二（第七十八条の四第二項を除く。）又は第三章の三」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第八十七条第四項中「又は第三章の二」を「、第三章の二又は第三章の三」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第三章の二又は第三章の三の規定によつて請求書に記載すべき事項又は添付すべき書類等については、他の請求書に記載されている事項、添付されている書類等により明らかであると社会保険庁長官が認めるときは、当該請求書に記載し、又は添付することを要しないものとする。

附則第十六項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

様式第三十四号（表面）を次のように改める。



様式第三十四号（裏面）中「平成」、「官職又は職名」及び「氏名」を削る。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第五条第四項」を「第五条第五項」に、「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に、「第二十三条第五項」を「第二十三条第六項」に改める。

第十八条第一項中「第三百三十五条第二項」を「第三百三十五条第五項」に改める。

附則第六項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

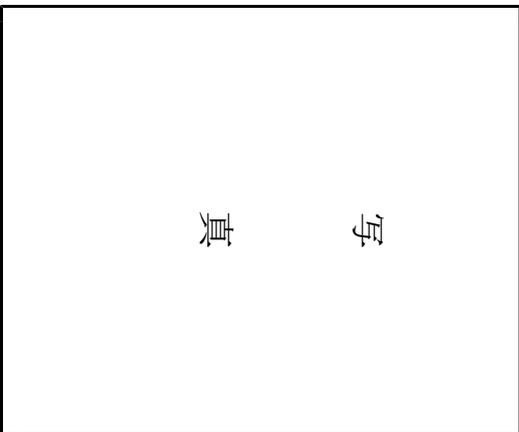
様式第十七号（表面）を次のように改める。



国 民 年 金 調 査 証

第 号

平成 年 月 日交付



社会保険庁長官、
地方社会保険事務
局長又は社会保険
事務所長の印

官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

(厚生年金基金規則の一部改正)

第三条 厚生年金基金規則(昭和四十一年厚生省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条の二第二項中「届書には、」の下に「老齢厚生年金の」を加える。

第六十条の二の見出し中「第一号改定者」を「第一号改定者等」に改め、同条中「第一号改定者をいう。以下同じ。」の下に「又は特定被保険者(法第七十八条の十四第一項に規定する特定被保険者をいう。以下同じ。)」を加え、同条第三号イを次のように改める。

イ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 第一号改定者 対象期間(法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をいう。以下同じ。)

における法第七十八条の六第一項及び第二項の規定による標準報酬の改定前の標準報酬月額及び標準賞与額並びに改定割合(同条第一項第一号に規定する改定割合をいう。以下同じ。)

(2) 特定被保険者 特定期間(法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。以下同じ。)

における同条第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定前の標準報酬月額及び標準賞与額

第六十条の二に次の一項を加える。

2 法第六百六十三条の四第二項において準用する法第三百三十三条の三第二項の規定による通知については、前項の規定を準用する。

第七十四条の二の見出し中「第一号改定者」を「第一号改定者等」に改め、同条第一項中「第二項」の下に「又は第七十八条の十四第二項及び第三項」を、「により第一号改定者」の下に「又は特定被保険者」を、「当該第一号改定者」の下に「又は当該特定被保険者」を加え、同項第二号中「対象期間」の下に「又は特定期間」を加え、同条第二項中「当該第一号改定者」の下に「又は当該特定被保険者」を、「対象期間」の下に「又は特定期間」を、「場合においては」の下に「速やかに」を加え、同条第三項中「当該第一号改定者」の下に「又は当該特定被保険者」を、「対象期間」の下に「又は特定期間」を、「場合においては」の下に「速やかに」を加え、同条第六項中「ときは」の下に「速やかに」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「当該第一号改定者」の下に「又は当該特定被保険者」を、「対象期間」の下に「又は特定期間」を、「においては」の下に「速やかに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、「当該第一号改定者」の下に「又は当該特定被保険者」を、「が対象期間」の下に「又は特定期間」を加え、同項第二号中「対象期間」の下に「又は特定期間」を加え、

え、同項第三号を次のように改める。

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項

イ 第一号改定者 対象期間における法第七十八条の六第一項及び第二項の規定による標準報酬の改

定前の標準報酬月額及び標準賞与額並びに改定割合

ロ 特定被保険者 特定期間における法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の

改定前の標準報酬月額及び標準賞与額

第七十四条の二中第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の通知を受けた連合会は、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、対象期間又は特定期間に係る老齢年金給付の支給に関する義務を負っていない場合（前項の場合を除く。）においては、速やかに、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、その旨を社会保険庁長官に届け出るものとする。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第四条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八百七十五条第二項第二号ハ中「及び第七十八条の四第一項」を「第七十八条の四第一項及び第七十八条の十四第一項」に改める。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。